

## ズシりとくる「消費税」

消費税率は将来的には15%は覚悟しなければならないだろう。消費税というのは間接税であり、法人税や所得税のように直接納める税（直接税）と違い、モノの価格に含まれるため間接税であり、教科書的に言うと「税痛感」の伴わない税といわれる・・・。  
なんのなんの税痛感おびただしい。消費税は納税義務者である企業が最終的に納めるのであるが（あくまで預かり金）資金繰りに窮する企業は消費税を使ってしまう。こうなると間接税という意識はなく税痛感をともなう直接税となってしまう。苦しい資金繰りのなかではあるが消費税の滞納は避けたい、延滞利息（年14.6%）と高利だ。消費税積立てとして確保しておくしか手がない。

現在「税」の流れは直接税から間接税にシフトしていつている。これはヨーロッパ諸国の消費税率（例えば英国20%）に近づけようとする動きでもある。高齢化社会の社会保障費、医療費にたえるためでもある。一方、「マイナンバー制度」の活用により、もれなく所得を補足し徴収漏れを防ぐ流れがある。預金・配当などの補足はまだ先になるが、着々と進んでいくであろう。これは当然のことで良いことであろう。

### ポイント 直接税と間接税

**直接税**... 税負担者と納税義務者が同一である税。

**間接税**... 税負担者と納税義務者が別である税。たとえば消費税だと、税負担者は消費者、納税義務者は事業者になる。

## 会社らしい会社しか生き残れない……



社会保険加入についての年金事務所の強制加入要請が厳しい。会社負担が増えるので加入を逡巡していた事業所が許されなくなる。マイナンバー制度でこれらもあぶりだされる。会社の継続コストと事務負担は倍加する。それにしても中小企業とりわけ小規模企業はしっかりした収益構造をつくりあげねば会社として生き残れない。

## モラロジー生涯学習セミナー

テーマ

### 子どもと共に育ち合う家族

日時 平成27年8月22日（土）13～16時  
場所 藤沢商工会館ミナパーク6階  
講師 田中 総司  
参加費 1,000円  
お問い合わせ先 0466-53-6677

## さわやか土曜塾の御案内

日時 9月12日 10:00～11:30  
場所 辻堂市民図書館 2F 会議室  
参加費 500円  
講師 北 雄二

（公益財団法人モラロジー研究所参与）

8月8日のさわやか土曜塾はお休みに  
なりますので、ご注意ください。

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

# 債権・公社債投資信託の税制改正

平成28年1月より債権と公社債投資信託の税制が改正されます。以前の目標である、投資から発生する収益及び損失の税制の統一が、また一歩進みます。そこで今回は改正点をメインに、顧問先様にも関係する事項を説明させて頂きたいと思えます。



債権・公社債投資信託の売却益が課税対象になります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

非課税



20.315%の申告分離課税

債権・公社債投資信託の償還益の課税方法が変わります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

総合課税



20.315%の申告分離課税

債権・公社債投資信託の利子・収益分配金の課税方法が変わります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

源泉分離課税



20.315%の申告分離課税

株式等との損益通算が可能になります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

損益通算は不可



損益通算が可能

売却損及び償還損の繰越しが可能になります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

繰越し不可



翌年以降3年間繰越し可能

特定口座での管理が可能になります。

平成27年12月まで

平成28年1月から

特定口座管理不可



特定口座管理可能

債権や公社債投資信託を所有されている方で、平成27年12月中で利益が出ている方は、平成27年以内の売却を、損失が出ている方は平成28年以降の売却を検討される事をお勧めします。

# 税の歴史

物・サービスを消費すれば消費税、物を保有すれば固定資産税、儲かれば所得税・法人税等、といったように私たちの生活と密接な関係にある税金。実は税金は古くから存在しており、それによって国の体制は維持されてきました。そこで今回は日本の税の歴史をご紹介します。参考 国税庁『税の歴史』

## 飛鳥時代

飛鳥時代に行われた大化の改新（645年）で新しい政治の方針が示され、701年に完成した**大宝律令**では、**租・庸・調**という税や**労役をかける税の仕組み**ができました。

### 【豆知識1】租・庸・調とは？

租は男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。庸は都での労働（年間10日間）又は労働の代わりに布を納める税、調は布や絹などの諸国の特産物を納める税だったとのこと。



## 奈良・平安・鎌倉・室町時代

奈良時代には、**墾田永年私財法**（743年）が制定され、土地の私有化へと展開していきました。また平安時代には大きな自社や貴族の荘園が各地にでき、農民は荘園領主（土地を所有する地方の豪族）に年貢や公事（糸・布・炭・野菜などの手工業製品や採取物）、**夫役（労働で納める税）**などを納めました。鎌倉時代は守護・地頭や荘園領主のもとで経済が発達しますが、農民には年貢のほか公事と夫役が課せられました。室町時代には、税の中心は年貢でしたが、商業活動の発達により商工業者に対しても税が課せられ、街道に設けられた関所では、**関銭（通行税）**などが税として課せられました。

## 安土桃山・江戸時代

全国統一を行った豊臣秀吉は、土地を調査して太閤検地を行い、統治の面積だけでなく、農地の収穫高などを調べて年貢を納めさせるようにしました。**当時の税率は二公一民**といって、**収穫の三分の二を年貢として収める非常に高い税率**でした。また商工業者に対する税も、**運上金・冥加金**（株仲間と呼ばれる同業者に商売の特権を認める代わりに納める税）といったかたちで収められました。



## 明治時代

明治政府は歳入の安定を図るため、法人税や所得税（所得金額が300円以上の所得者に限定）が導入され、1873年に地租改正を実地しました。地租改正では**土地の地価の3%を地租**として貨幣で納める税金で、現在の固定資産税に近い税金が導入されました。

## 大正・昭和時代

1940年に**源泉徴収制度**が採用されました。また1946年には日本国憲法が公布され、教育・勤労ならぬ三大義務の1つとして納税の義務が定められました。その翌年には納税者が自主的に所得や税額を計算して申告・納税する**申告納税制度**が導入され、1950年にはシャウブ勧告に基づき税制改革が行われました。

### 【豆知識2】シャウブ勧告とは？

戦後混乱した日本の経済事情の下で、アメリカのコロンビア大学教授シャウブ博士の使節団が調査を行い提出した勧告のことです。この勧告には、**直接税中心の税制**にすることや、**地方財政の強化**などが盛り込まれ、**今日の税制度の基盤が築かれました**。

# 花火大会情報



30度超えの日が続き、いよいよ夏本番が近づいてきました。そこで今回は夏の醍醐味の1つである花火にスポットをあて、首都圏内で行われる花火大会についてご紹介したいと思います。

参考元 Walkerplus

8月1日(土)

サザンビーチがさき花火大会

約3000発

神奈川県茅ヶ崎市で開催され、海ならではの花火が楽しめます。また花火絵画コンテストの入賞作品が花火になって打ち上げられるのも見ものです!

8月4日(火)

神奈川新聞花火大会

約1万5000発

神奈川県横浜市で行われ、音楽に合わせて打ち上げられる花火が目玉です。横浜の夜景をバックに華やかに打ち上げられるのも見ものです!!

8月8日(土)

東京湾大華火祭

約1万2000発

東京都中央区で開催される花火大会。都内最大級である10発の尺5寸玉と100発の尺玉は見応え抜群です!

## 今月の一言 宇久田進治



「便利」が一転「不便」を生む

わが社は辻堂にある。電車で辻堂から宇都宮や高崎まで一気に駆け、最近乗り換えなしで便利この上ない。世界的にも日本の鉄道運行技術は群をぬいているらしい。だがこの鉄道の最近遅延が目立つ、遠く高崎でのトラブルが一向通貫のためすべからく3時間離れた辻堂まで遅延に陥る。便利が還って邪魔してしまう。複雑さが混乱を生んでしまう。便利さを維持するためには少々不便さは我慢の範囲と考えるのかも知れない。しかしまず最も大切なことは何をあいても「安全第一」これを置いて便利など存在しない。

## 【夏季休業のお知らせ】

8月11日(火)	通常営業日
8月12日(水)	夏季休業
8月13日(木)	夏季休業
8月14日(金)	夏季休業
8月15日(土)	休業日
8月16日(日)	休業日
8月17日(月)	通常営業日

宇久田進治税理士事務所、(株)経営センターグロウは8月12日(水)~14日(金)の3日間、夏季休業とさせていただきます。なお8月15日(土)16日(日)も通常の休業日となっております。ご迷惑をおかけしますが、宜しく願いいたします。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/(株)経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 柿崎ビル6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以前分)は上記ホームページに掲載されております。